

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計  
画の変更（西風新都アカデミック・リサーチパーク地区）に係る同法第十四条第一項に規定  
する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市局都市企画課において縦覧に供する。

平成二十一年七月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山